

いわみ虹色プラン
－岩美町男女共同参画計画－
（令和３年度～令和７年度）

令和３年３月

岩 美 町

目 次

第1章 プランの策定にあたって	
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	1
3 プランの期間	2
第2章 男女共同参画にかかる本町の現状等	
I 統計からみる現状	3
II 数値目標の達成状況	6
第3章 プランの基本的な考え方	7
I プランの名称	7
II 体系	7
第4章 プランの内容	
基本テーマⅠ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	9
重点目標2 教育を通じた学習の機会と理解の推進	12
重点目標3 男女共同参画に関する意識啓発の推進	15
基本テーマⅡ あらゆる分野における男女共同参画の推進	
重点目標4 地域における男女共同参画の推進	18
重点目標5 性別にとらわれず、能力を発揮できる職場づくり	20
重点目標6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	23
基本テーマⅢ 誰もが安心して暮らせる社会づくり	
重点目標7 あらゆる暴力の根絶	26
第5章 プランの推進体制	
1 推進体制	29
2 国・県等関係機関との連携	29
3 プランの進行管理	29
プランの数値目標	30
資料編	31

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされています。

また、平成27年9月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が施行され、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。平成30年7月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みは、新たな段階に入っています。

岩美町では、平成23年3月に「岩美町男女共同参画計画」、平成25年3月に「岩美町男女共同参画推進条例」を施行し、審議会を設置しました。平成28年3月には、「第2次岩美町男女共同参画に関する基本計画」を策定し、男女共同参画の推進のための取り組みを進めてきました。しかし、本町が令和2年に行った町民意識調査の結果において、各分野での平等意識の低下、防災や政策等への女性参画の低迷など、引き続き、町民一人ひとりの意識改革につながる取り組みが必要であることがわかりました。

このような状況のもと、「第2次岩美町男女共同参画に関する基本計画」の取り組みと数値目標の達成状況、令和2年度に実施した「岩美町男女共同参画に関する町民意識調査・事業所調査」に基づく現状と課題を踏まえ、本町における男女共同参画に関連した様々な分野の取り組みを、総合的、計画的に推進するため、新たに「いわみ虹色プラン」（以下「プラン」という。）を策定するものです。

2 プランの位置づけ

- (1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、「岩美町男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく男女共同参画計画として、本町の男女共同参画の推進に関する施策の基本的指針を定めたものです。
- (2) 国の「男女共同参画基本計画」及び「鳥取県男女共同参画計画」を勘案して策定するとともに、「岩美町総合計画」をはじめ、本町のその他の関連分野における計画との整合性を図ります。
- (3) 「女性活躍推進法」第6条の2項の規定に基づく「市町村推進計画」及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV 防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」を内包するプランです。
- (4) 平成27年（2015年）9月に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の17のゴール・169のターゲットから構成される2030年までの国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals: 開発目標）との繋がりを念頭におきながら、各施策について推進を図っていきます。

【SDGs17のゴール】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【本プランの重点目標と関連する目指すべきSDGsのゴール】

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	5 ジェンダー平等を 実現しよう	10 人や国の不平等 をなくそう		
2 教育を通じた学習の機会と理解の推進	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	10 人や国の不平等 をなくそう	
3 男女共同参画に関する意識啓発の推進	5 ジェンダー平等を 実現しよう	10 人や国の不平等 をなくそう	17 パートナシップで 目標を達成しよう	
4 地域における男女共同参画の推進	5 ジェンダー平等を 実現しよう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	16 平和と公正を すべての人に
5 性別にとらわれず、能力を発揮できる職場づくり	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	10 人や国の不平等 をなくそう	
6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	3 すべての人に 健康と福祉を	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	
7 あらゆる暴力の根絶	5 ジェンダー平等を 実現しよう	16 平和と公正を すべての人に		

3 プランの期間

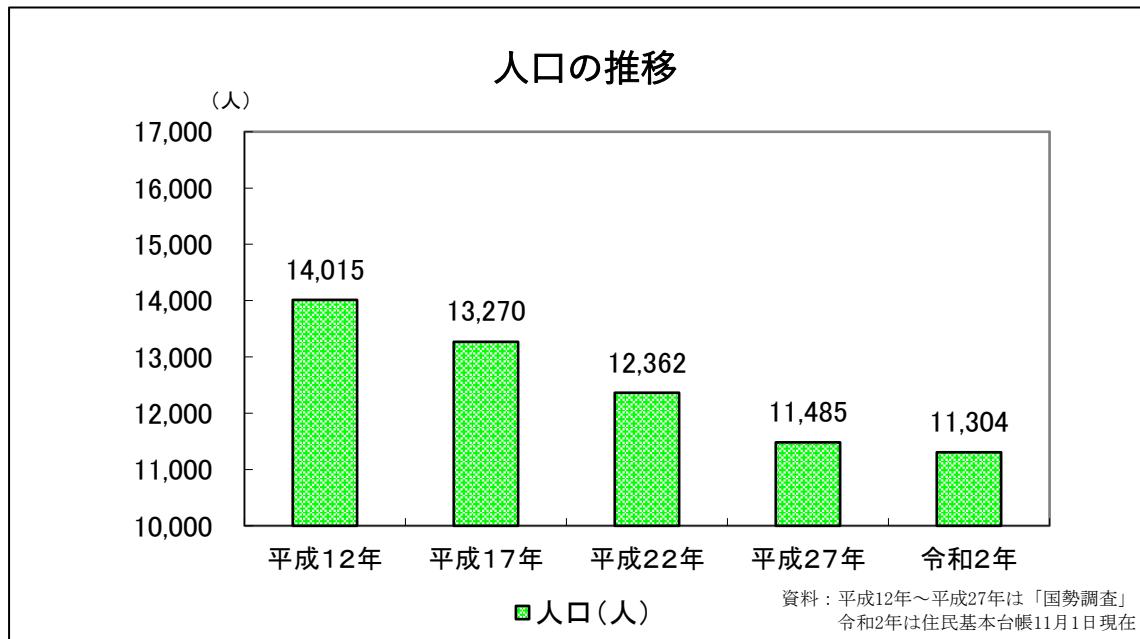
このプランの期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化やプランの進捗状況などに応じて、新たにプランに盛り込むべき事由が生じた時は、必要に応じて内容等の見直しを行います。

第2章 男女共同参画にかかる本町の現状等

I 統計からみる現状

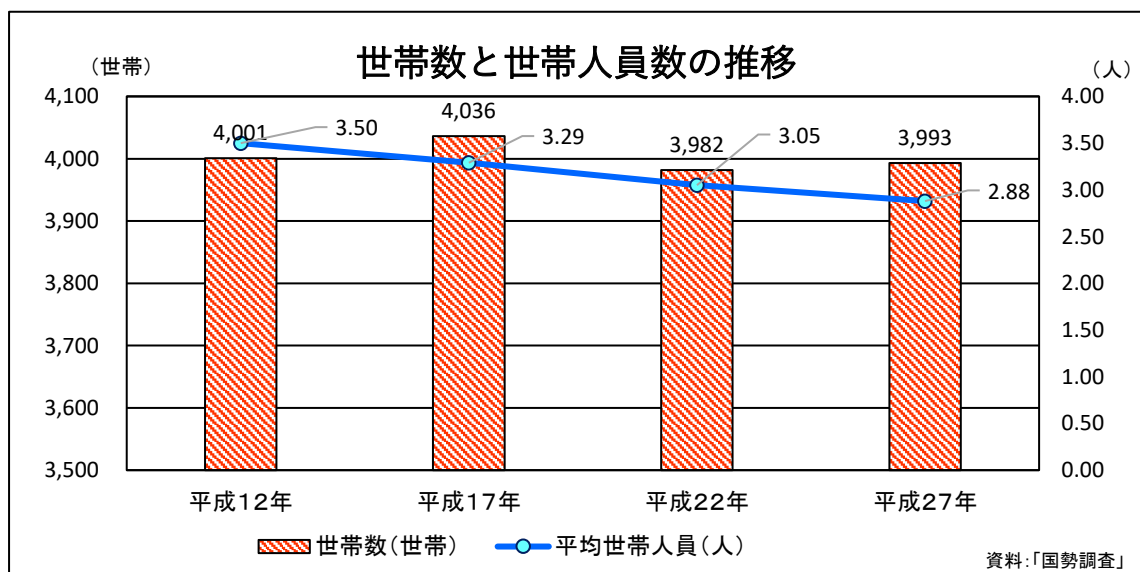
1 人口の推移

本町の人口は年々減少を続けており、平成12年の14,015人に対して、令和2年は11,304人と20年間で2,711人の減少となっています。



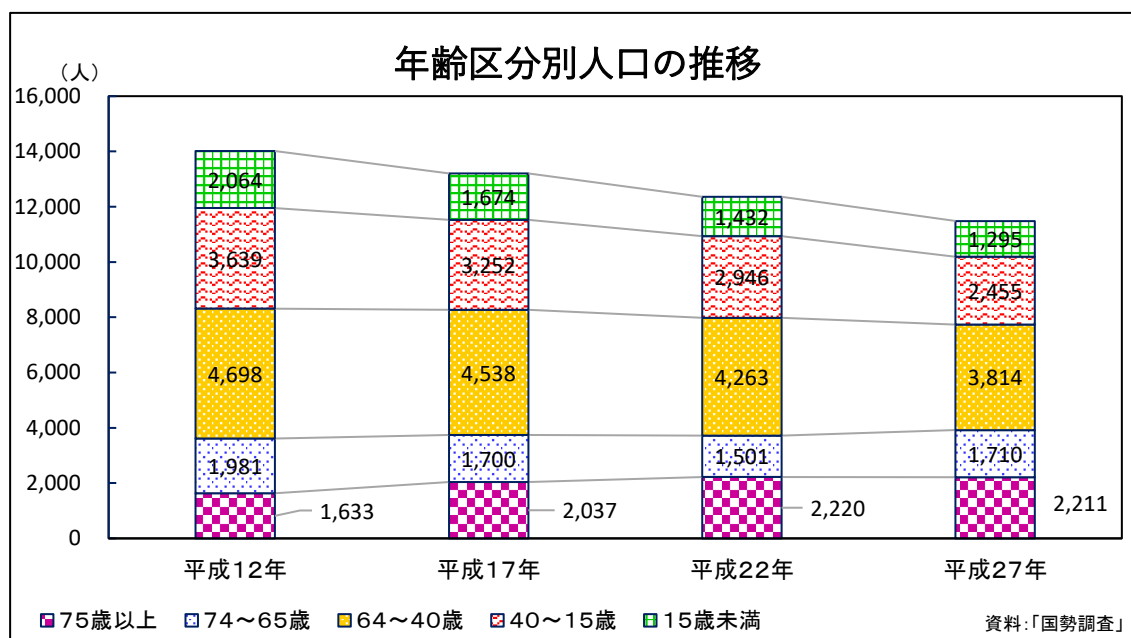
2 世帯数と世帯人員数の推移

世帯数は、4,000世帯前後で推移しています。平均世帯人員数は、年々核家族化が進み、平成27年には2.88人となっています。



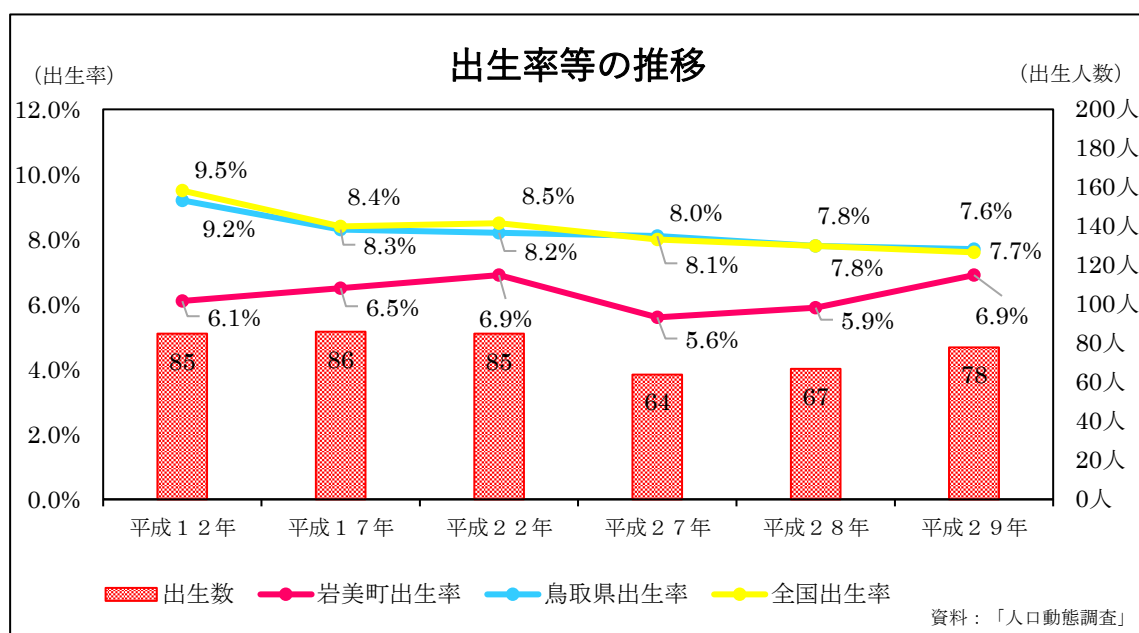
3 年齢区分別人口の推移

年齢区分別人口構成をみると、平成12年の0～64歳の人口合計10,401人に対して、平成27年では7,564人と2,837人減少しています。0～64歳の人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



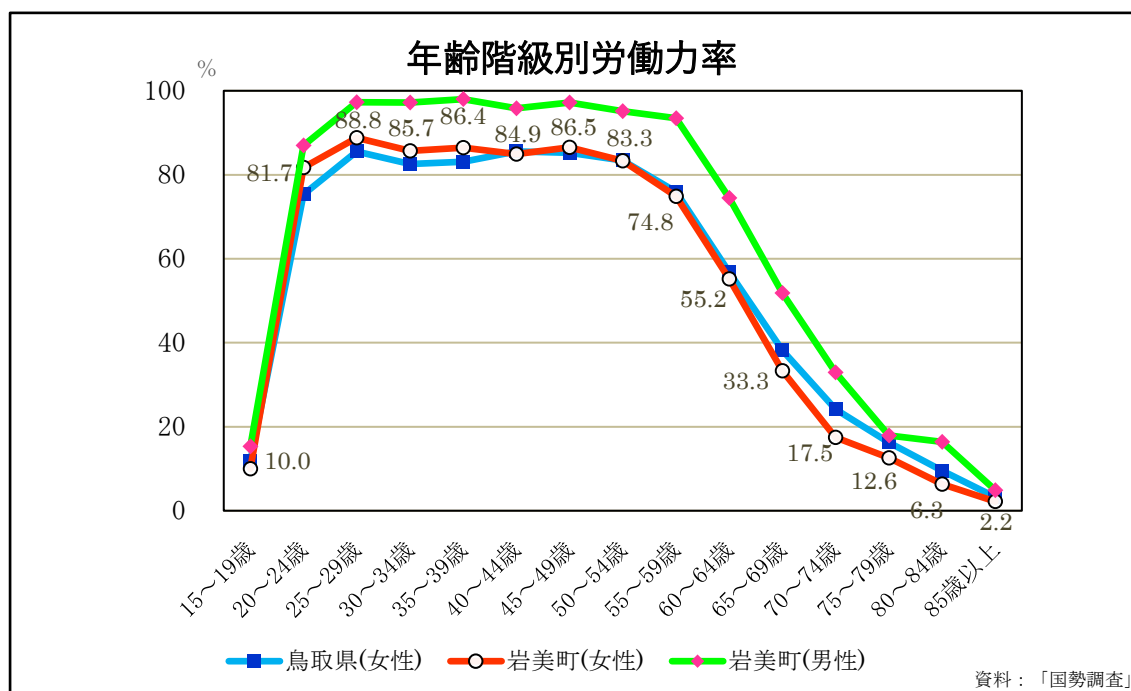
4 出生率等の推移

本町の出生率は、全国や県の数値を下回りながら推移しています。平成27年から、子育て世帯の転入が多かったため、やや増加傾向にあります。



5 年齢階級別労働力率

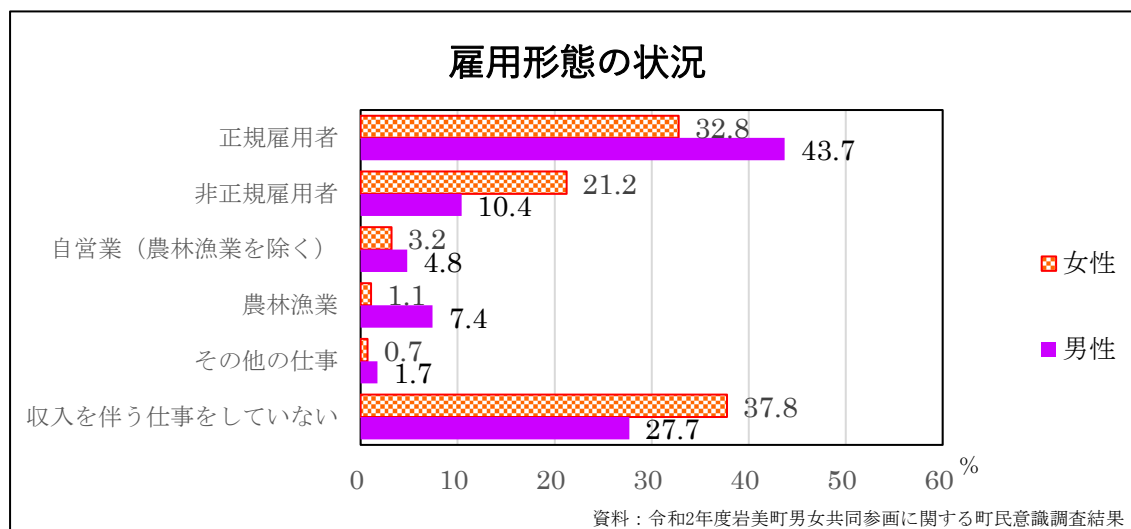
本町の女性の年齢階級別労働力率をみると、鳥取県の女性の労働力率よりM字カーブ※1が浅くなっており、結婚・出産を経ても安定して働ける環境づくりが進んでいます。



※1 M字カーブ：女性の労働力率が、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することでM字曲線を描くことを示す

6 雇用形態の状況

令和2年度に行った男女共同参画に関する町民意識調査によると、女性の非正規雇用者の割合は21.2%と男性の割合を大きく上回っています。また、女性の収入を伴う仕事をしていない割合が37.8%と4割近くとなっています。



Ⅱ 数値目標の達成状況

第2次岩美町男女共同参画に関する基本計画では、計画期間中(平成28年度～令和2年度)に達成すべき数値目標として次の4項目を設定しており、達成状況は以下のとおりとなっています。

【参考】

項 目	目標値	実績及び実績見込	結果	第2次岩美町男女共同参画に関する基本計画 実績値	
	平成28年度～ 令和2年度	令和2年度		平成27年度	平成30年度 (計画中間期)
町民意識調査で「町内会・地域・家庭生活・職場の各分野で男女の地位は平等である」と答えた人の割合	職 場 40.0% 家庭生活 40.0% 町内会・地域 50.0%	職 場 30.3% 家庭生活 36.9% 町内会・地域 30.1%	未達成	職 場 30.3% 家庭生活 32.0% 町内会・地域 38.6%	職 場 31.1% 家庭生活 38.6% 町内会・地域 37.5%
町民意識調査で「職場で育児や介護のための休業制度を気軽に取得できる」と答えた男性の割合	50.0%	44.9%	未達成	37.5%	44.4%
各種審議会・委員会等への女性委員の登用率	35.0%	36.0% (実績見込)	達成	26.6%	32.0%
DVを受けたことがあると答えた人の割合	男性 10.0% 女性 20.0%	男性 21.2% 女性 30.2%	未達成	男性 22.0% 女性 32.7%	男性 27.2% 女性 39.3%

町民意識調査で「町内会・地域・家庭生活・職場の分野で男女の地位は平等である」と答えた人の割合については、目標を達成できませんでした。平成27年度実績から、職場では増減なし、家庭生活は4.9ポイントの増加、町内会・地域においては、8.5ポイント減少しています。

町民意識調査で「職場で育児や介護のための休業制度を気軽に取得できる」と答えた男性の割合については、令和2年度実績で44.9%と目標を達成できませんでしたが、平成27年度実績から、7.4ポイント増加しています。

各種審議会・委員会等への女性委員の登用率については、令和2年度実績見込で36.0%と目標値を1.0ポイント上回り、目標を達成しています。

DVを受けたことがあると答えた人の割合については、令和2年度実績で男性が21.2%、女性が30.2%と平成27年度実績から減少傾向にありますが、目標を達成できませんでした。

第3章 プランの基本的な考え方

I プランの名称

岩美町では、前述のとおり、平成23年3月に「岩美町男女共同参画計画」を策定後、平成28年3月に「第2次岩美町男女共同参画に関する基本計画」を策定し、男女共同参画の推進を図るため、計画の策定や改定を行ってきました。今後は、多様な生き方や考え方を認め合い、「男女」に限らず誰もが尊重される社会づくりを進めていくため、虹の多様な色のように性も多様であること、性的マイノリティ(性的少数者)※2と性的マジョリティ(性的多数者)※3をつなぐ架け橋となるようにプランの名称を「いわみ虹色プランー岩美町男女共同参画計画ー」と称します。

II 体系

本プランは、3つの基本テーマと7つの重点目標を掲げ、施策の推進を図ります。

基本テーマ	重点目標	目標達成の方向性
I 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (女性活躍推進計画)	(1) 審議会や委員会などへの女性の積極的な登用
		(2) 自治会や各種団体などの意思決定の場への女性の積極的な登用
		(3) 女性の人材育成支援
	2 教育を通じた学習の機会と理解の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進
		(2) 家庭教育・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実
		(3) 多様な学習機会の提供
	3 男女共同参画に関する意識啓発の推進	(1) 男女共同参画に関する講演会などの開催
		(2) 広報媒体を活用した啓発と情報提供
		(3) 多様な性の在り方への理解推進
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	4 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進
		(2) 防災における男女共同参画の推進
	5 性別にとらわれず、能力を発揮できる職場づくり (女性活躍推進計画)	(1) 就業の場における男女共同参画の推進
		(2) 女性の職域拡大と管理職への積極的登用促進
	6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 (女性活躍推進計画)	(1) 多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進
		(2) 男性にとっての男女共同参画の推進
III 誰もが安心して暮らせる社会づくり	7 あらゆる暴力の根絶(DV対策基本計画)	(3) 子育て・介護支援の充実
		(1) 暴力を許さない・見逃さない地域社会の推進
		(2) 相談体制の充実と相談窓口の周知
		(3) あらゆるハラスメントの防止対策の推進

- ※2 性的マイノリティ(性的少数者)：身体的な性と自分が認識している性が一致しない人、同性や男女両方に恋愛感情を抱く人など性のあり方が少数派の人たちのことで、セクシャルマイノリティとも言います。
- ※3 性的マジョリティ(性的多数者)：身体的な性と自分で認識している性が一致し、異性に恋愛感情を抱く人たちのことで、セクシャルマジョリティとも言います。

第4章 プランの内容

基本テーマⅠ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

【重点目標1】 政策・方針決定過程への女性の参画促進（女性活躍推進計画）

〈現状と課題〉

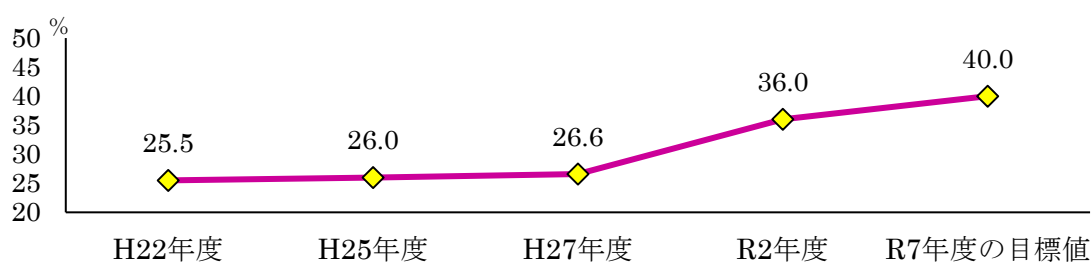
町では、法律や条例に基づく町の審議会等委員への参画を促進するため、委員の選任時に各課へ女性登用についての働きかけを行い、令和2年度に計画目標値35%以上を達成しています。（図 1-1）また、女性リーダーを育成するため、女性団体などに研修や全国会議について積極的に呼びかけ、参加しています。

しかし、令和2年の町民意識調査では、男女平等に関する意識について「政治や行政の施策・方針決定の場」で平等であると答えた割合が、女性16.5%、男性28.6%とどちらも低く、さらに、政治、行政における政策や、自治会、町内会においての企画や方針を決める場に女性の参画が少ない理由について「男性優位の組織運営のため」と答えた割合が、男性では45.9%と最も高く、女性においても42.8%と2番目に参画が少ない理由となっています。（図 1-2、図 1-3）

また、本町の地域団体における方針決定過程への女性の参画状況では（図 1-4）、令和2年度の自治会役員の女性登用率が1.7%、自治会連合会では0%と、女性の参画が進んでいません。

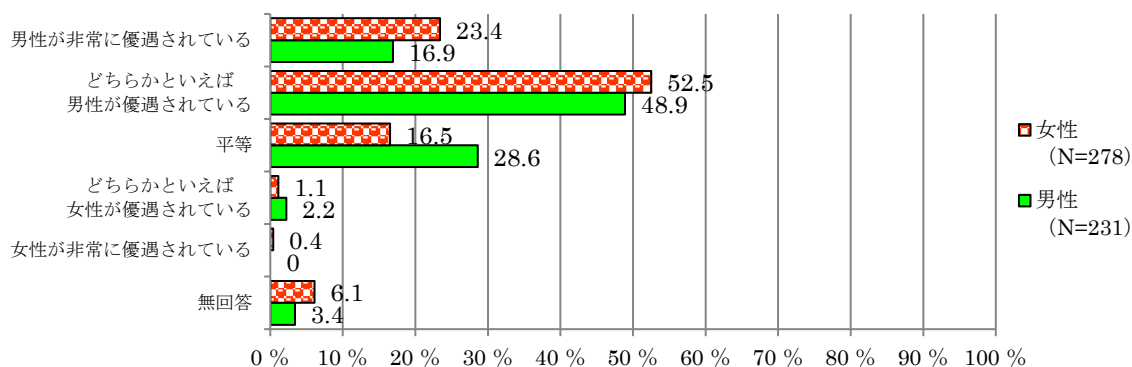
人口の減少、少子高齢化が加速する将来においても、活力あふれる持続可能な地域社会を形成するためには、女性が行政や地域などあらゆる分野の政策・方針を決定する過程に参画していくことが重要です。併せて、より多くの女性が能力を発揮し、幅広い分野で活躍できるよう人材の育成も必要です。

図1-1 各審議会・委員会等への女性委員登用率



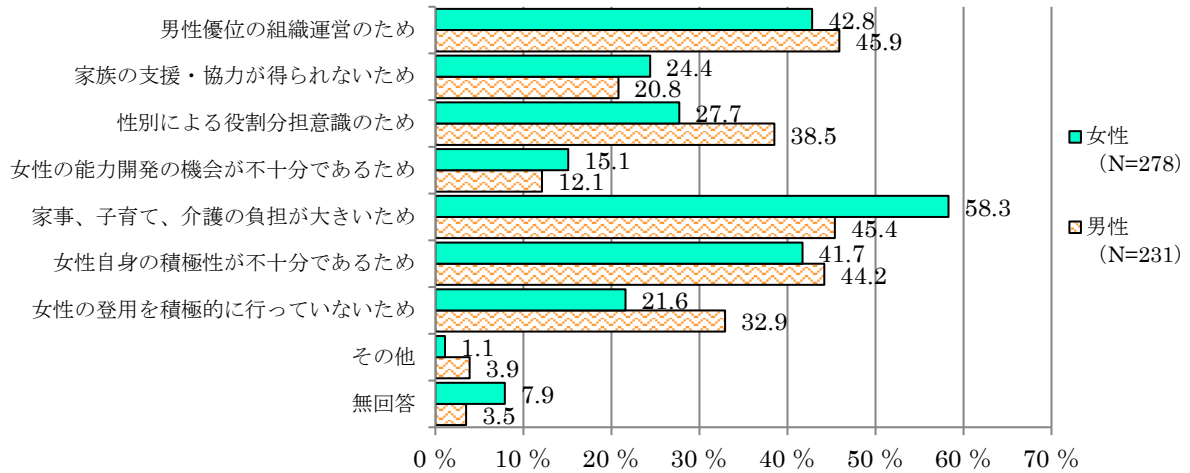
資料：岩美町教育委員会事務局

図1-2 政治や行政の施策・方針決定の場での男女平等の意識について



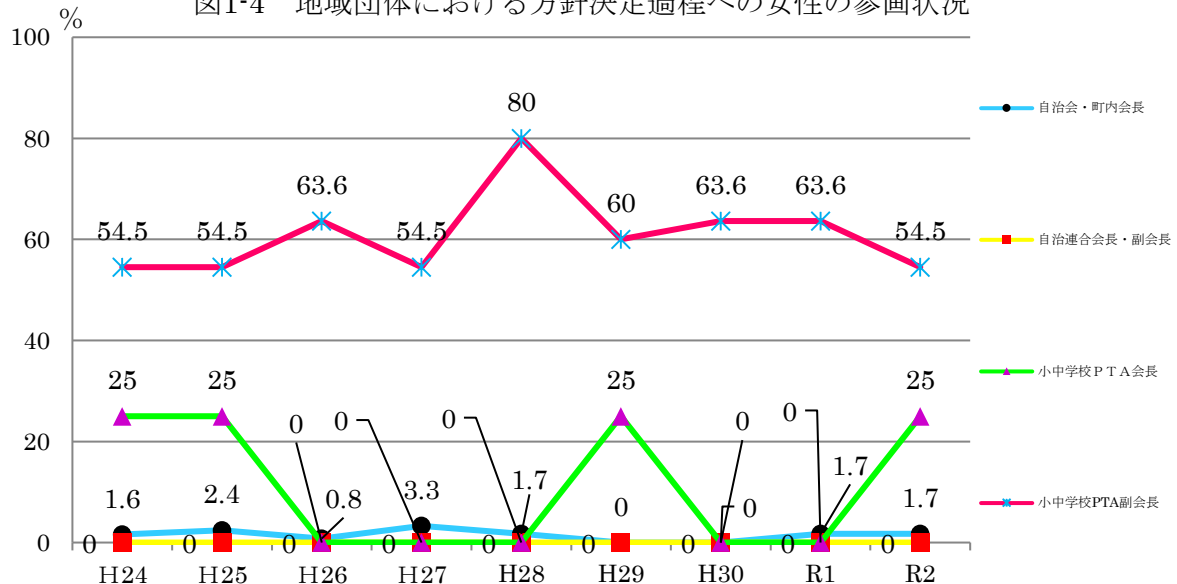
資料：令和2年度岩美町男女共同参画に関する町民意識調査結果

図1-3 政治、行政における政策や、自治会、町内会における企画や方針を決める場に女性の参画が少ない理由について



資料：令和2年度岩美町男女共同参画に関する町民意識調査結果

図1-4 地域団体における方針決定過程への女性の参画状況



資料：岩美町教育委員会事務局

〈目標達成の方向性〉

本町における女性の参画を進めるため、女性委員がいない審議会等の解消を目指すとともに、女性の登用率が低い審議会等委員の女性登用率向上をさらに促進していきます。また、地域活動での多様な視点や意見が反映されるように、男女共同参画の必要性について理解を図るため、協働のまちづくりパートナーである自治会などの団体へ、地域の自主性を尊重した女性の参画促進と意識啓発を行います。

(1) 審議会や委員会などへの女性の積極的な登用

具体的な施策	説 明
町 政 に 多 様 な 考 え 方 を 反 映 さ せ る た め 、 町 の 審 議 会 等 の 女 性 の 登 用 に つ い て 目 標 と す る 登 用 率 を 定 め 、 女 性 参 画 を 推 進	町の審議会・委員会等における女性委員の登用について、目標とする登用率を設定し、女性が少ない審議会・委員会等の登用率向上に努めるよう関係部署へ促します。また、女性委員を公募するなどの方法を取り入れ、女性が参画しやすい環境づくりを目指します。

(2) 自治会や各種団体などの意思決定の場への女性の積極的な登用

具体的な施策	説 明
自 治 会 な ど 地 域 団 体 で の 女 性 役 員 登 用 の 促 進	自治会長会などで、地域活動における意思決定の場への女性参画について働きかけをし、女性役員登用の促進を行います。

(3) 女性の人材育成支援

具体的な施策	説 明
女 性 団 体 な ど の 組 織 や 活 動 へ の 支 援 と 女 性 リーダー 育 成 の 推 進	女性団体の自主活動やネットワークづくりの支援を行うとともに、あらゆる分野の意思決定の場で活躍できる人材を育てるため、女性リーダーに必要とされる情報の収集や研修会参加の機会を提供します。

【重点目標2】 教育を通じた学習の機会と理解の推進

〈現状と課題〉

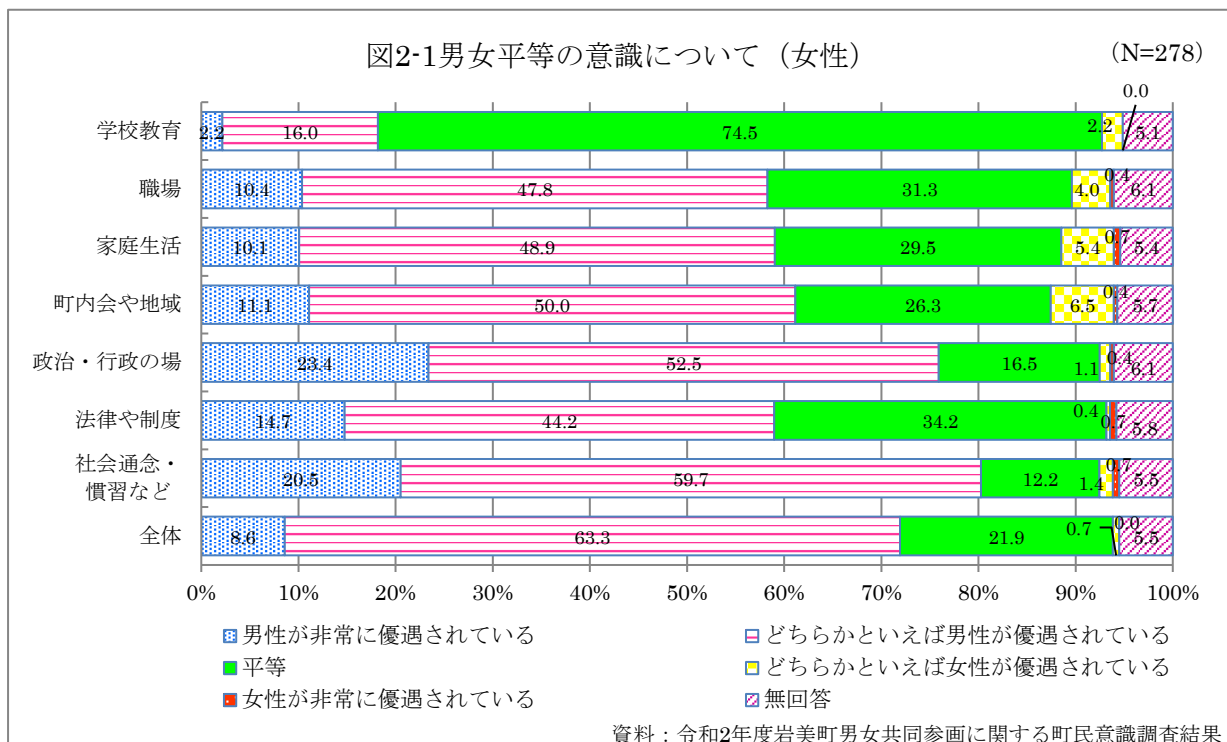
男女共同参画社会の実現のためには、誰もが性別にとらわれず多様な生き方を尊重し合い、お互いの個性と能力を発揮できることが大切です。しかし、固定的な性別役割分担意識や慣行などは環境要因が大きく、長年の積み重ねの中で形成されていきます。そのため、次代を担う子どもたちや子育て世代などの各世代、社会教育の場において男女平等の意識や価値観を育てることが大変重要となります。

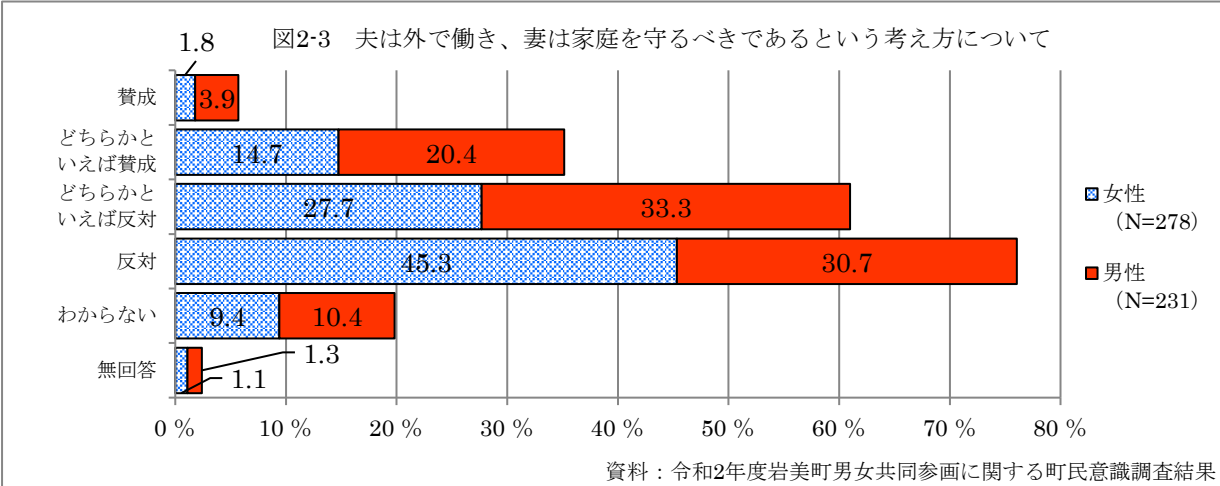
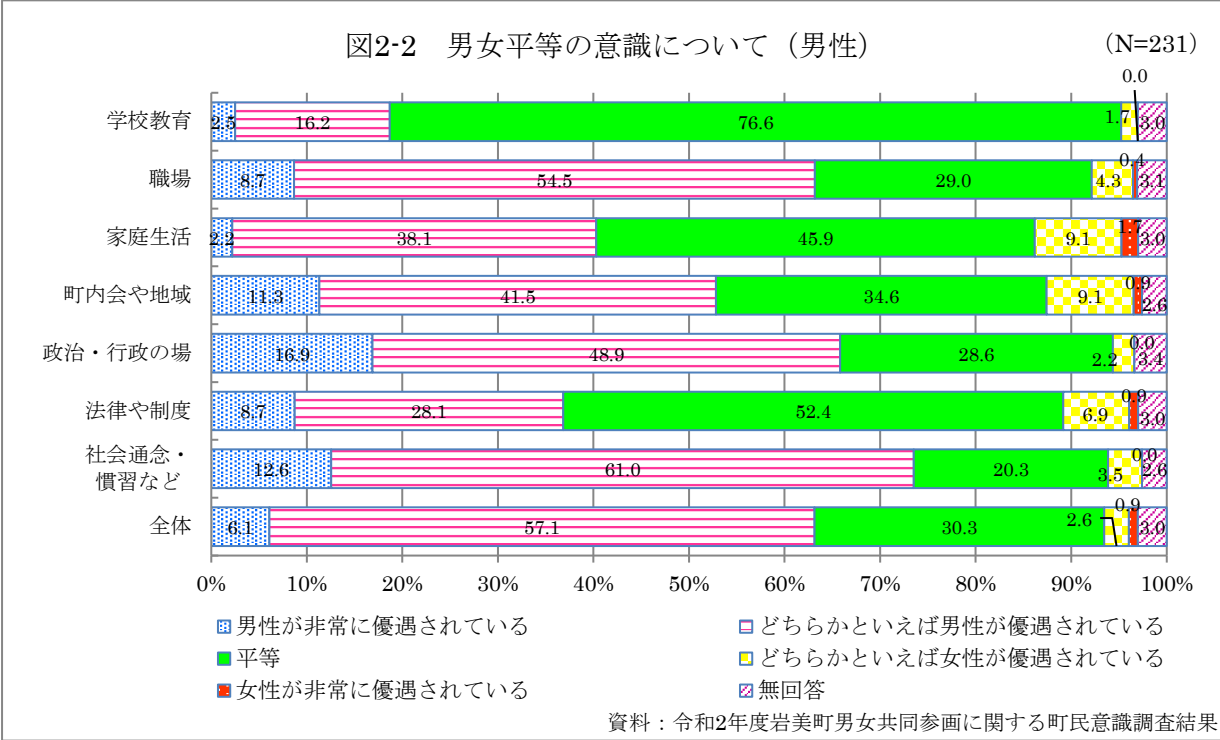
町では、家庭・学校やそれ以外の社会教育分野において、町内保育所保護者を対象とした研修会や各地区公民館で開催される講座などに男女共同参画への理解と意識啓発を目的とした講師派遣を行っています。

しかし、令和2年の町民意識調査では、男女平等に関する意識について「学校教育」で平等であると答えた割合は、男女ともに7割を超えて高い状況にありますが、「社会通念・習慣やしきたりなど」で平等であると答えた割合は、女性12.2%、男性20.3%であり、「全体として」で平等であると答えた割合は、女性21.9%、男性30.3%とどちらの割合も低く、男性優遇という考えが高い傾向にあります。（図 2-1、図 2-2）

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、反対傾向の割合が高いものの賛成またはどちらかといえば賛成との割合が、一定数存在しています。（図 2-3）

子どもたちが豊かな人間性と多様な能力を発揮できるようにするため、男女共同参画の視点に立った教育の推進と、あらゆる世代の人が性別にとらわれず、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択し、地域社会でいきいきと過ごせるように、学習の機会と意識啓発を推進していく必要があります。





〈目標達成の方向性〉

性別にとらわれることなく、社会のさまざまな分野で参画していくことを身につけるため、学校、家庭、地域などさまざまな場面において、幼児期から大人まで生涯にわたり男女共同参画の視点に基づく教育や学習の推進と機会の提供に努めます。

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進

具体的な施策	説明
男女共同参画の理解と意識を育てる教育の推進	乳幼児期から友だちを大切にする心や命を尊ぶ心を育みます。また、学校生活全般を通して性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力が発揮でき、社会のさまざまな分野で参画していくことができるよう男女共同参画についての理解と意識の形成に向けた教育を進めます。

(2) 家庭教育・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的な施策	説 明
家庭での男女共同参画に関する意識の啓発と学習機会の提供	次代を担う子どもたちが早期に家庭から男女共同参画意識を養うため、保育所の保護者などを対象とした研修会や講演会を開催し、固定的役割分担意識※4 の解消と男女共同参画に関する学習の機会を提供します。
社会教育活動における学習機会の提供と支援	公民館などの社会教育施設や関連施設で行われる学習会や講座に、男女共同参画に関する講師の紹介や派遣を行い、学ぶ機会を提供します。

※4 固定的性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」など、役割を固定的に分ける考えのこと。

(3) 多様な学習機会の提供

具体的な施策	説 明
男女共同参画や人権に関する図書の充実	図書館における蔵書の充実を図るとともに、展示コーナー設置による関連図書の紹介など、貸出が増えるよう工夫を行います。

【重点目標3】 男女共同参画に関する意識啓発の推進

〈現状と課題〉

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが大切であるという意識を育てて行くことが重要となります。

町では、男女共同参画意識を広く浸透させるため、講演会の開催や、町広報、ケーブルテレビなどで年間を通して周知・啓発を行っています。

しかし、令和2年の町民意識調査では、男女平等に関する意識について「全体として」で平等であると答えた割合は、女性21.9%、男性30.3%とどちらも低く、男性優遇の傾向にあります。(図 3-1)また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どちらかといえば賛成と答えた割合が、どの年代にも一定数存在しており、(図 3-2、図 3-3)依然として男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

近年社会的に、性的マイノリティ(性的少数者)について認知されつつありますが、当事者に対する無理解や偏見から様々な困難を抱えている現状があります。誰もが尊重され安心して暮らせるように性の多様性についての理解を深め、自分らしく生きていくことのできる社会づくりを進めることが求められます。

人はみな平等であるという認識を醸成し、様々な価値観やライフスタイルなどの個性を認め合い、あらゆる人の人権が尊重されるように、引き続き啓発を行っていく必要があります。

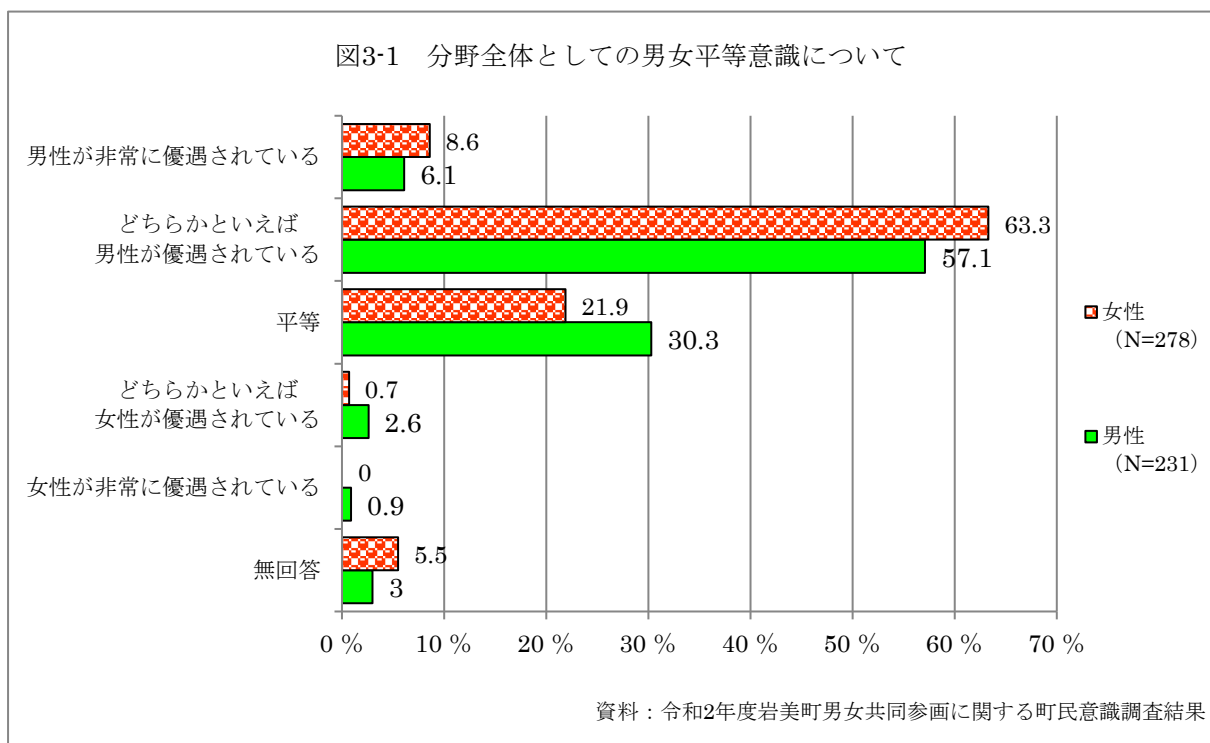
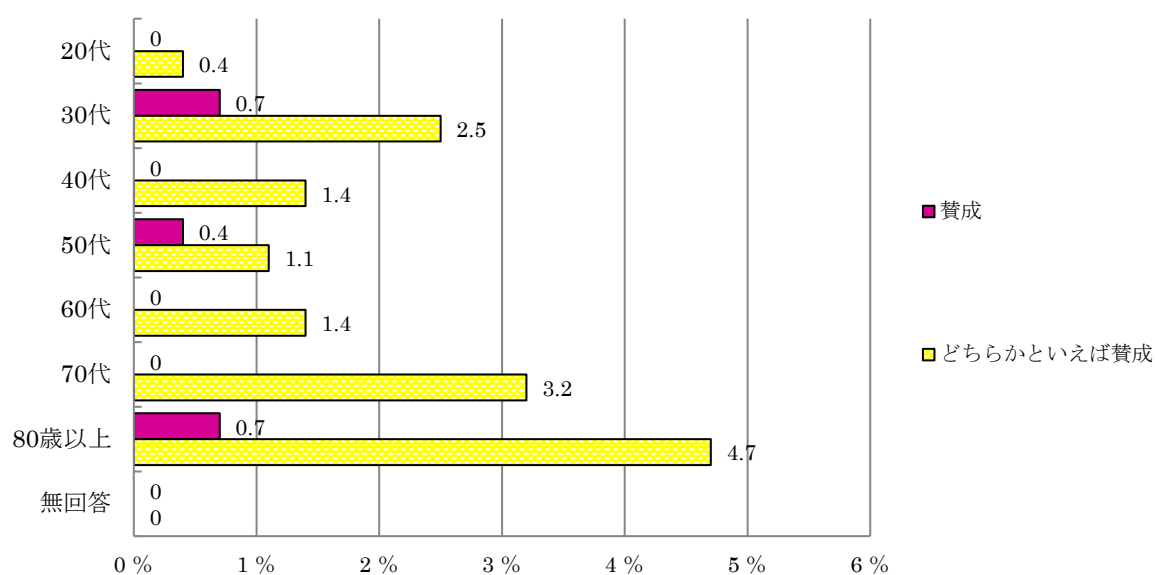
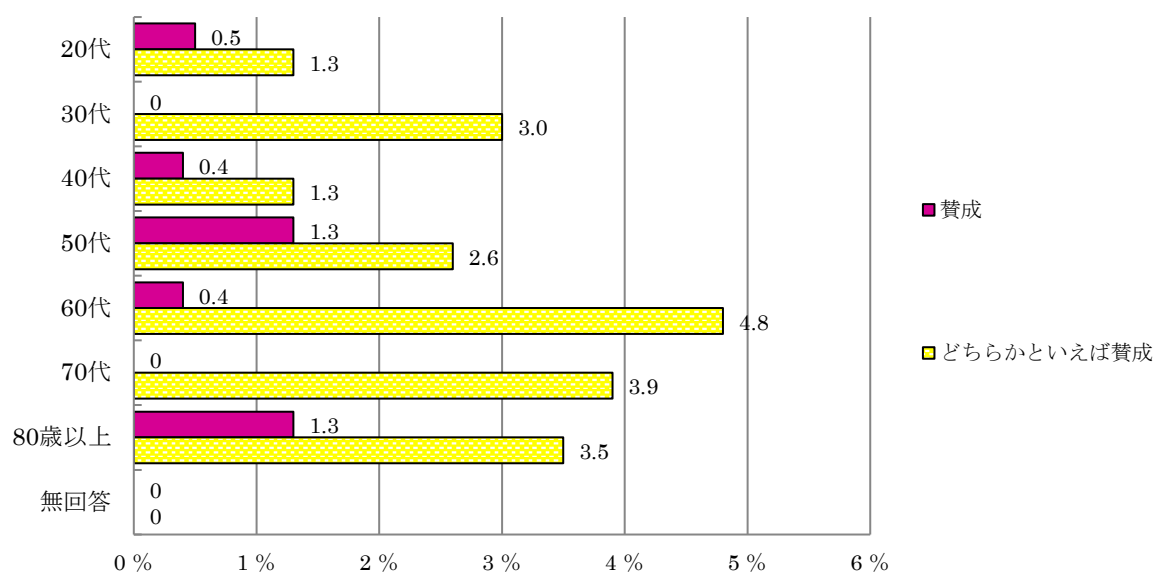


図3-2 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方について（女性）（N=278）



資料：令和2年度岩美町男女共同参画に関する町民意識調査結果

図3-3 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方について（男性）（N=231）



資料：令和2年度岩美町男女共同参画に関する町民意識調査結果

〈目標達成の方向性〉

男女共同参画社会実現に向けて、講演会や町広報、町ホームページ、ケーブルテレビ等の広報媒体を使った啓発活動や周知を行います。また、性的マイノリティ(性的少数者)であることを理由とした差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせるよう理解の促進を行っていきます。

(1) 男女共同参画に関する講演会などの開催

具体的な施策	説 明
男 女 共 同 参 画 に 関 す る 講演会などの開催	岩美町女性団体連絡協議会と協働しながら講演会等を開催し、広く町民の関心を高めるとともに男女共同参画の意識啓発を行います。

(2) 広報媒体を活用した啓発と情報提供

具体的な施策	説 明
男 女 共 同 参 画 に 関 す る 啓発と情報の提供	町広報、町ホームページ、ケーブルテレビ等を使って男女共同参画週間などのさまざまな機会を通じた広報の実施や固定的な性別役割分担意識の見直しなど男女共同参画に関する啓発や周知を行います。

(3) 多様な性の在り方への理解促進

具体的な施策	説 明
多様な性に対する理解の 促進	性的指向※5、性自認※6 等の多様な性の在り方を尊重できるよう町広報、町ホームページ、ケーブルテレビによる正しい理解の促進を行います。

※5 性的指向：人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別を対象にするかを表す言葉です。具体的には、恋愛・性的な関心が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指します。多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致していますが、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちもいます。

※6 性自認：自分の性をどのように認識しているかを指し、「こころの性」とも言われます。

基本テーマⅡ あらゆる分野における男女共同参画の推進

【重点目標4】 地域における男女共同参画の推進

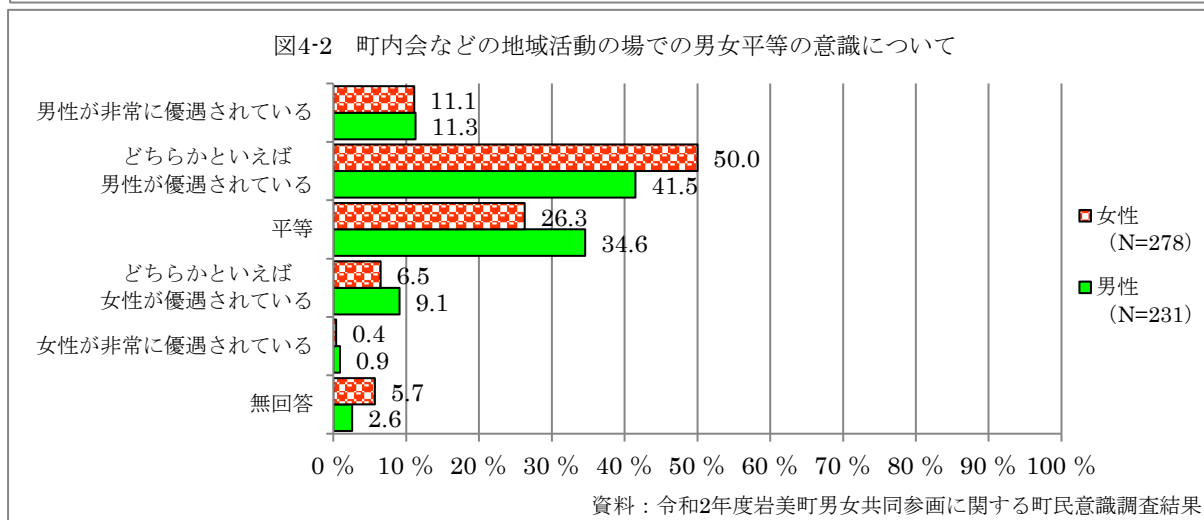
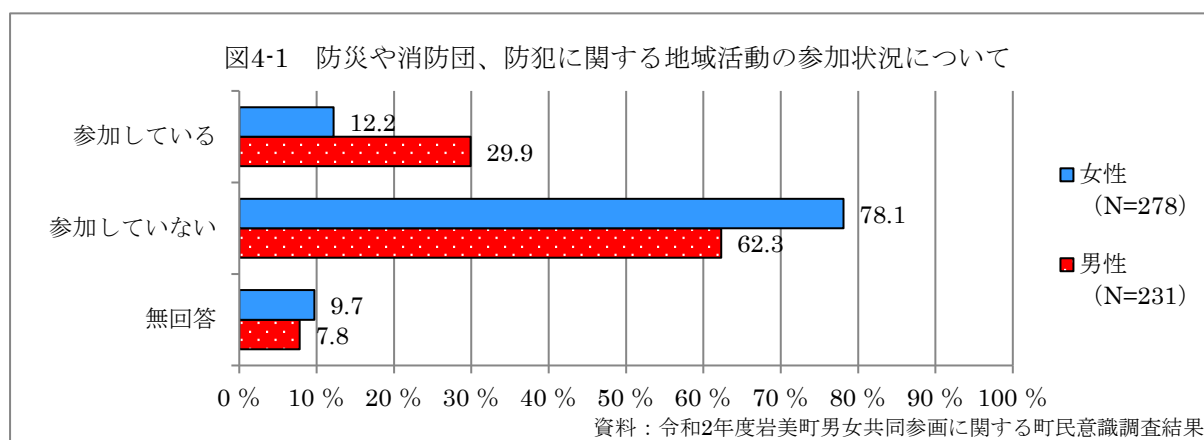
〈現状と課題〉

地域において誰もが生き生きと暮らすためには、地域住民が協力し合い、多様な考え方や生き方をお互いに認め合える環境が必要です。さらに、近年、風水害など多発する災害に防災・災害対策への関心が高まっています。災害時には、性別や年齢、障がいの有無などの様々な社会的状況により受ける影響が異なります。例えば、避難所生活では、物資や配慮に男女でニーズの違いが生じるなど、それぞれの立場に必要とされる支援を効果的に行うためには、平時からの男女共同参画の視点が重要となります。

町では、防災分野における男女共同参画を推進するため、地域防災活動協力員養成講座などを開催し、男女共同参画の視点の重要性について理解の促進を図っています。

しかし、令和2年の町民意識調査では、防災や消防団、防犯に関する地域活動の参加状況について「参加している」と答えた割合は、男性29.2%に対し、女性は12.2%と男性割合の半分以下となっています。(図 4-1) また、「町内会などの地域活動の場」で平等であると答えた割合は、女性26.3%、男性34.6%とどちらにおいても低い状況にあります。(図 4-2)

生活の拠点である地域において、誰もが主体的に活動へ参画し、多様な視点を生かしたまちづくりが行われるよう地域での男女共同参画理解の推進が必要です。また、防災の分野で男性中心の体制を見直すため、女性の参画を促し様々な意見や考え方を取り入れることが重要です。



〈目標達成の方向性〉

地域における男女共同参画を推進するため、自治会などに学習の機会を提供するとともに、防災分野における男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解の促進を行います。

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

具体的な施策	説 明
地域活動の場における男女共同参画理解の推進	自治会などに男女共同参画について学ぶ機会を提供するため、講師派遣の周知を行うとともに、町が開催する講演会などの参加を促します。

(2) 防災における男女共同参画の推進

具体的な施策	説 明
男女共同参画の視点を反映した地域防災の推進	自主防災組織などの地域組織へ女性の参画を促すことで、防災分野における男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解の促進を行います。

【重点目標5】 性別にとらわれず、能力を発揮できる職場づくり（女性活躍推進計画）

〈現状と課題〉

少子高齢化が進行する中で、持続的な経済活力を維持するためには、労働条件の男女格差解消、長時間労働の削減や労働生産性の向上といった働き方改革を進めることやライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方を取り入れていく必要があります。また、「女性の力」は不可欠であり、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できるよう職場環境を整備することが求められます。

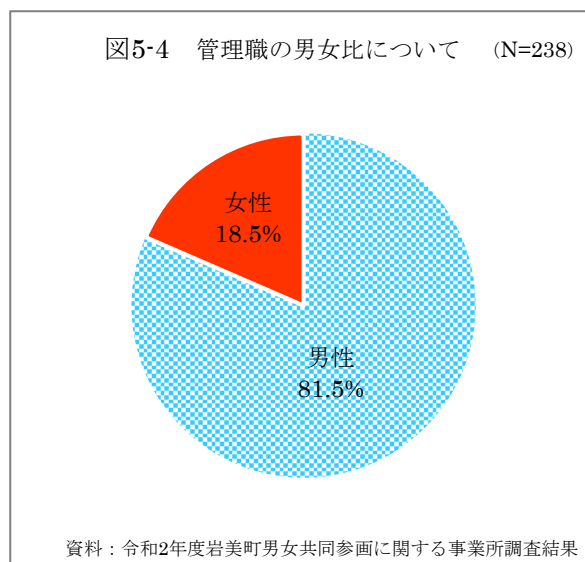
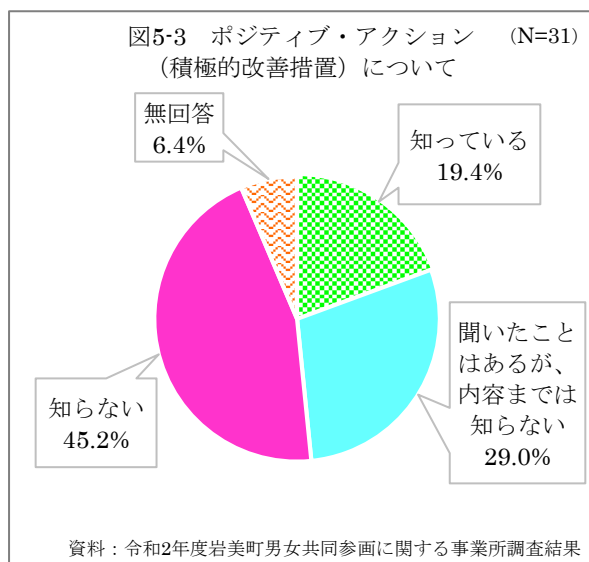
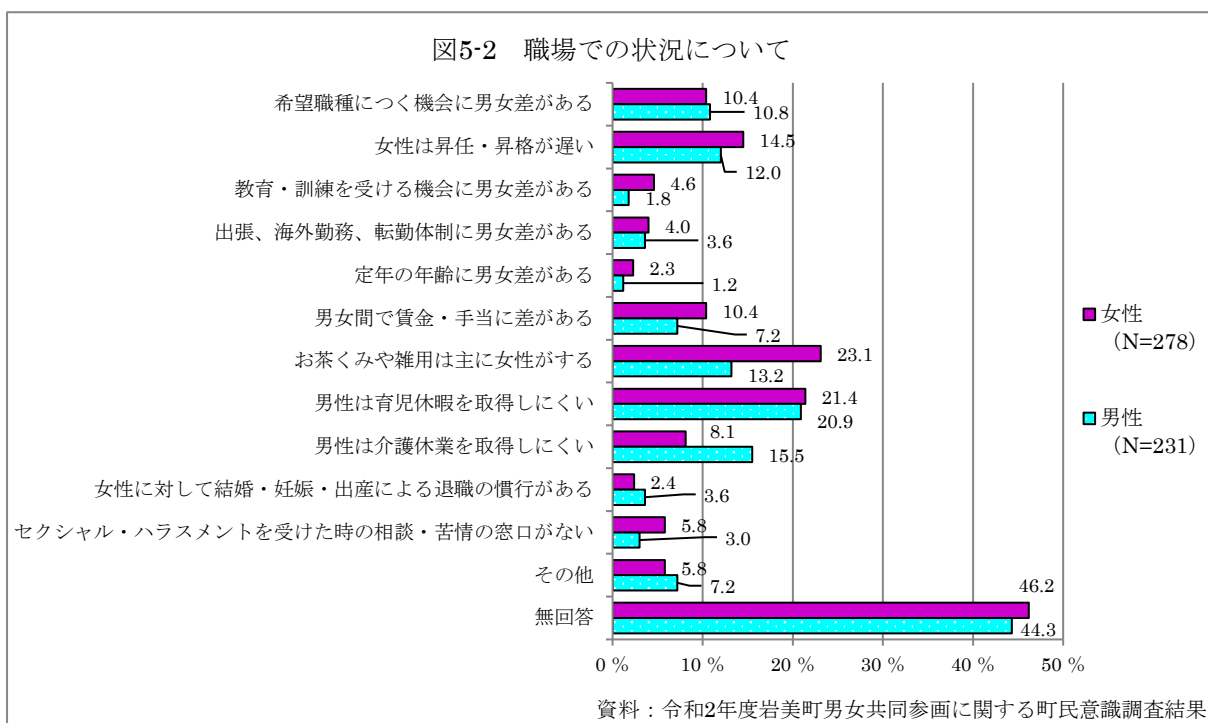
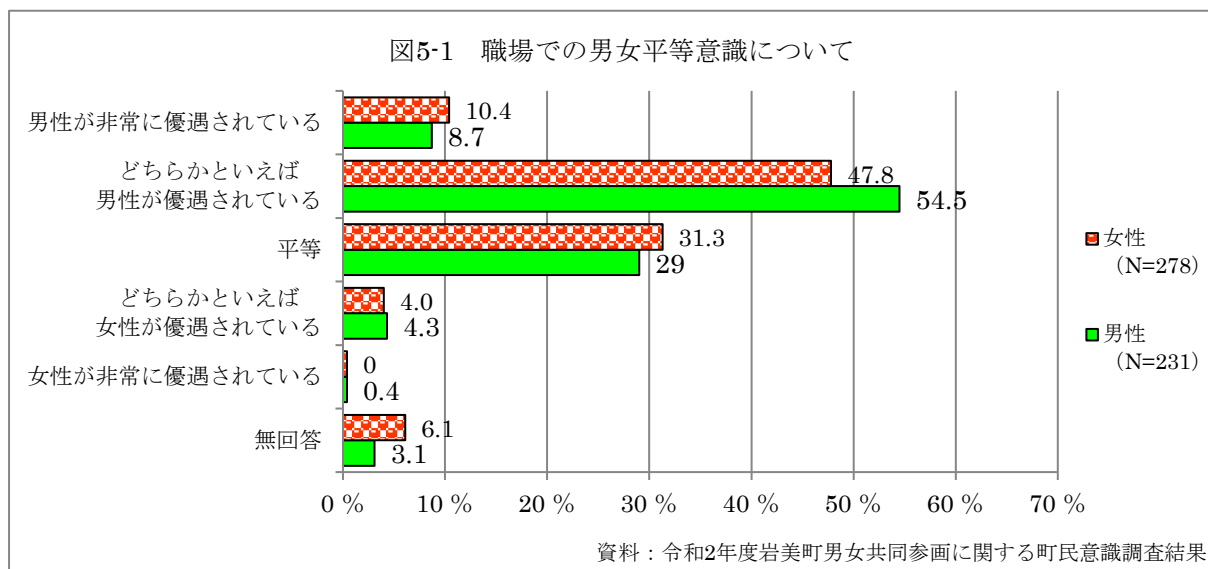
町では、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)※7 推進のため、町内企業等へ講師を派遣し、職場環境づくりの理解と取り組み手法について学ぶ機会を提供しています。また、「岩美町における女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、課長級に占める女性職員の割合等、情報の公開を行っています。

しかし、令和2年の町民意識調査では、男女平等に関する意識について「職場」で平等であると答えた割合は、女性31.3%、男性29.0%とどちらも低く男性優遇の傾向にあり、(図 5-1)職場の状況において、女性では「お茶くみや雑用は主に女性がする」が、23.1%、男性では、「育児休暇を取得しにくい」が、20.9%と最も高くなっています。(図 5-2)また、男女がともにいきいきと働くために岩美町がなすべきことについては、「年齢・性別に関係なく、就労の機会を増やすための支援」と答えた割合が、女性41.0%、男性46.7%とどちらも最も高く、次いで女性では、「労働時間の短縮、育児・介護のための休業制度の充実など、企業への働きかけ」が36.0%、男性では、「保育サービス・学童保育などの子育て支援の充実」が30.3%でした。さらに、令和2年の事業所調査では、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)※8 について「知らない」または「聞いたことがあるが、内容までは知らない」と答えた割合が74.2%と高く、(図 5-3)管理職の男女比では、男性81.5%に対して女性が18.5%と低く、2割を下回っています。(図 5-4)

このように、企業等の女性活躍推進に向けた取り組みも未だ不十分であり、働く場における男性中心の意識・関係は解消されていません。働く場での男女間における不平等をなくし、均等な機会と待遇が確保されるよう、企業所等へ働きかけるとともに、女性の職域拡大と管理職への積極的な登用促進を図る必要があります。

※7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)：「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

※8 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。



〈目標達成の方向性〉

就業の場における男女共同参画の推進のため、町内企業等に講師を派遣し、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの理解と取り組みの方法を学んでいただくとともに、女性が様々な分野でその個性と能力を発揮できるよう、女性職員の管理職への積極的な登用等について取り組みや情報の提供を行います。

(1) 就業の場における男女共同参画の推進

具体的な施策	説 明
誰もが働きやすい職場環境づくりの理解と取り組みの推進	職場における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの実現を支援するため、町内企業等に講師を派遣し、より良い職場環境づくりについての理解と具体的な取り組み方法を学ぶ機会の提供をします。

(2) 女性の職域拡大と管理職への積極的登用促進

具体的な施策	説 明
女性活躍のための職場環境づくり推進	企業等におけるポジティブ・アクション(積極的改善措置)の取り組みを推進するため、職場環境づくりの講師派遣時に情報の提供などを行います。
役場での女性活躍のための環境づくり推進	町職員における女性活躍を積極的に推進していくため、「岩美町における女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づいた、女性職員の人材育成や管理職登用などに取り組みます。

【重点目標6】ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進（女性活躍推進計画）

〈現状と課題〉

人口減少、少子高齢化の進行やライフスタイルが多様化する中、男女が共に個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画しながら充実した生活を送るために、ワーク・ライフ・バランスの実現がとても重要です。

町では、町内企業等を対象とした職場における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの実現を支援するための研修会やセミナーを実施しています。また、役場においては働きやすい環境づくりを推進するため、管理職はイクボス※9 宣言を行い、仕事と家庭の両立応援を行っています。さらに、男性の積極的な子育てなどの参加を促すため、子どもとふれあえるイベント、講座の開催や町広報といった媒体を利用した意識啓発を行ったり、家庭生活と仕事の両立ができるよう子育て・介護支援の充実を図っています。

しかし、令和2年の町民意識調査によると、家事、育児、介護に携わる1日あたりの平均時間について、女性が多く時間を家事、育児、介護に充てているのが現状です。また、生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度については、「仕事」と「家庭生活」をともに優先させたいと望んでいる割合が女性33.1%、男性30.3%と男女ともに3割を超えて最も高かったものの、現実には「仕事」と「家庭生活」をともに優先できている割合は、女性が23.0%、男性16.9%と低くなっています。（図 6-1、図 6-2）令和2年の事業所調査では、ワーク・ライフ・バランスについて「知らない」または「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と答えた割合が51.6%でした。（図 6-3）

誰もが家事、子育て、介護などの仕事と家庭生活の両立が可能となるような支援制度の充実や男性の子育てなど家庭生活の参画を進めることは、ワーク・ライフ・バランス実現のために必要とされる取り組みです。

さらに、業務の効率化、有能な人材の確保、従業員の定着や満足度の向上のため、長時間労働の抑制や多様な働き方の普及など職場における環境づくりとワーク・ライフ・バランスを率先して実行できるイクボスの養成について、今後も推進していく必要があります。

※9 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と家庭生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のことです。

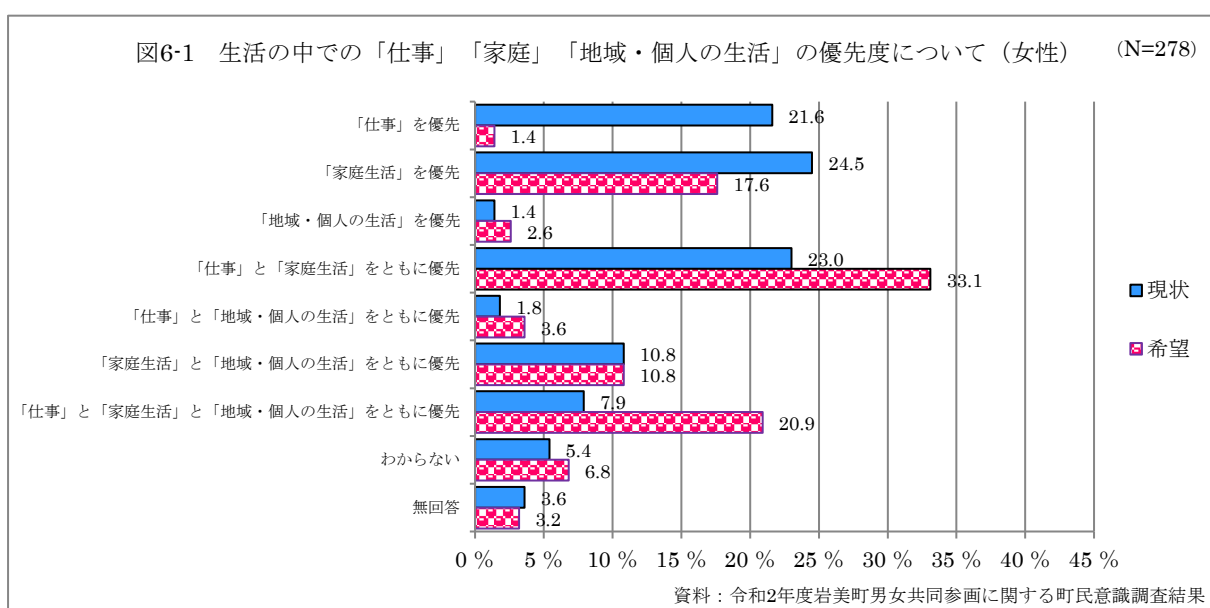
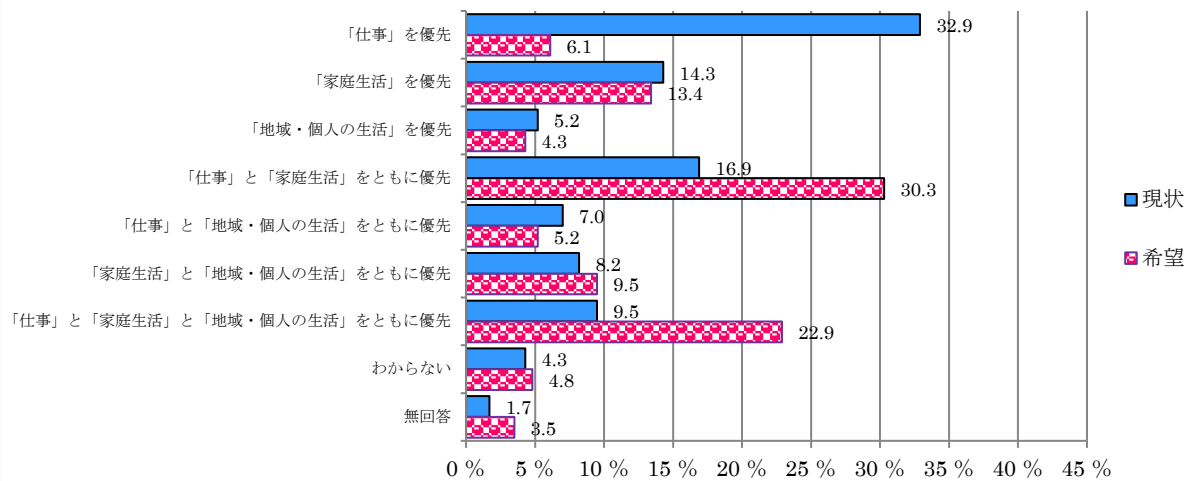
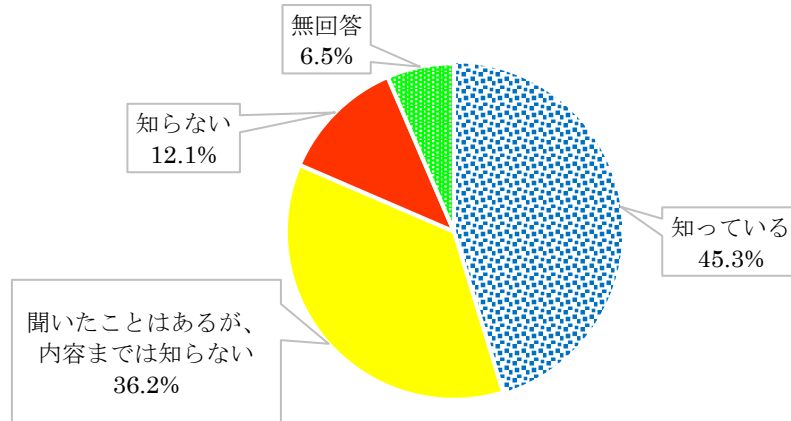


図6-2 生活の中での「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」の優先度について（男性）（N=231）



資料：令和2年度岩美町男女共同参画に関する町民意識調査結果

図6-3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について（N=31）



資料：令和2年度岩美町男女共同参画に関する事業所調査結果

〈目標達成の方向性〉

ワーク・ライフ・バランス推進のため、町内企業等に研修の機会を提供し、その必要性について学んでいただくとともに、意識の浸透や企業内での取り組みにつなげていきます。また、男女が共に協力して仕事と家庭の両立ができるよう男性の家庭生活への参画促進と子育て・介護支援の充実に努めます。

(1) 多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

具体的な施策	説明
企業等における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進	誰もが働きやすい職場環境づくりを支援するため、イクボス宣言を行った町内企業等にワーク・ライフ・バランスについての研修会やセミナーを開催し、理解と具体的な取り組み方法を学ぶ機会の提供をします。また、イクボス宣言について未実施の企業等に宣言を促すため、周知を行います。
役場におけるワーク・ライフ・バランス等の推進	管理職の町職員にイクボス宣言の働きかけを行うとともに、イクボスについての理解と意識啓発を図るため、職員を対象に研修会等を開催し、学ぶ機会を提供します。

(2) 男性にとっての男女共同参画の推進

具体的な施策	説 明
男性の家庭生活での参画についての啓発・理解促進	広報誌やホームページなどを利用して、男性が仕事だけでなく、家事・子育て・介護に積極的に参画し、男女がこれらの家庭責任をともに担えるよう意識の啓発と理解の促進を行います。
男性の子育て参加・イクメンの促進	父親と子どもがふれあえるイベントやイクメンに関する講座等を開催し、男女が協力しあう家庭の在り方について考える機会と子育てのやりがいや喜びにつながるように、男性の子育て意識の醸成を図ります。

(3) 子育て・介護支援の充実

具体的な施策	説 明
子育て支援サービスの充実	各家庭の勤労形態や利用者のニーズに対応するため、「岩美町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一時保育や延長保育、病児・病後児保育などきめ細やかな保育サービスの充実を図るとともに、総合的な子育て支援事業を推進します。
介護支援の充実	介護予防を推進し、介護の負担軽減を図るとともに、介護家族の仕事との両立に対応した介護支援の相談とサービスの提供を行います。

基本テーマⅢ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

【重点目標7】 あらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）

〈現状と課題〉

ドメスティック・バイオレンス(DV)※10 やセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)※11、パワー・ハラスメント(パワハラ)※12 といった様々なハラスメント、デートDV※13、ストーカー行為、性暴力、売買春などは、被害者を身体的に傷つけるだけでなく、その心も深く傷つける重大な人権侵害です。特に、家庭など私的な生活の場で起こる暴力などは、被害者が声を上げにくく長期にわたり恐怖や不安を与えるため、被害が深刻化しやすいという問題があります。

町では、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けて、町広報、ケーブルテレビなどで年間を通してDVや様々なハラスメントの啓発、それらに関する相談機関の周知を行っています。また、部落解放講座においてDVの学習をし、正しい知識の普及と啓発を行っています。

しかし、令和2年の町民意識調査では、「DVを受けたことがある」と答えた割合が、女性は30.2%、男性が21.2%と平成27年度に実施した町民意識調査結果と比較して減少傾向にありますが、DVを受けたことの相談については、「相談できなかった」と答えた割合が、女性58.3%、男性に至っては81.7%と8割を超えて高くなっています。(図 7-3)また、DVを防止したり、なくしたりするために「家庭内や交際中でも暴力は犯罪であるという意識啓発」と答えた割合が、女性52.9%、男性52.8%とどちらも5割以上の男女が対策の中で最も必要だと答えています。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DVなどのあらゆる暴力を許さないという意識啓発と正しい知識の提供、関係機関と連携した相談体制の充実とともに、DVを受けていることを相談しやすい環境整備に取り組む必要があります。また、将来的にDVの被害者や加害者となることを防ぐため、学校においてデートDVなどの予防教育の推進をしていく必要があります。

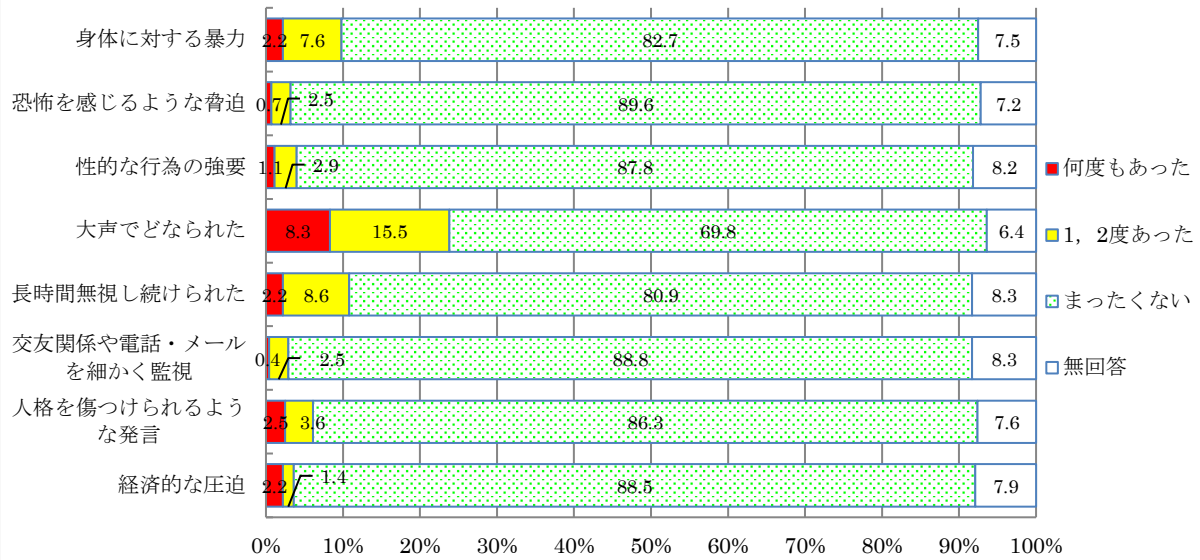
※10 ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人などの親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。「殴る」「蹴る」といった身体的な暴力だけでなく、大声で罵るといった「精神的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」、交友関係やメールの内容を監視するといった「社会的暴力」、性行為を強要するといった「性的暴力」などもDVに含まれます。

※11 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)：職場などにおいて、相手の望まない性的な言動、身体への不必要な接触などの性的嫌がらせをしたり、それを拒否したことで不利益を受けたり職場環境が不快なものになることです。同性に対するものも含みます。

※12 パワー・ハラスメント(パワハラ)：職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性といった権力を背景にして、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりするなどの嫌がらせ行為をすることをいいます。

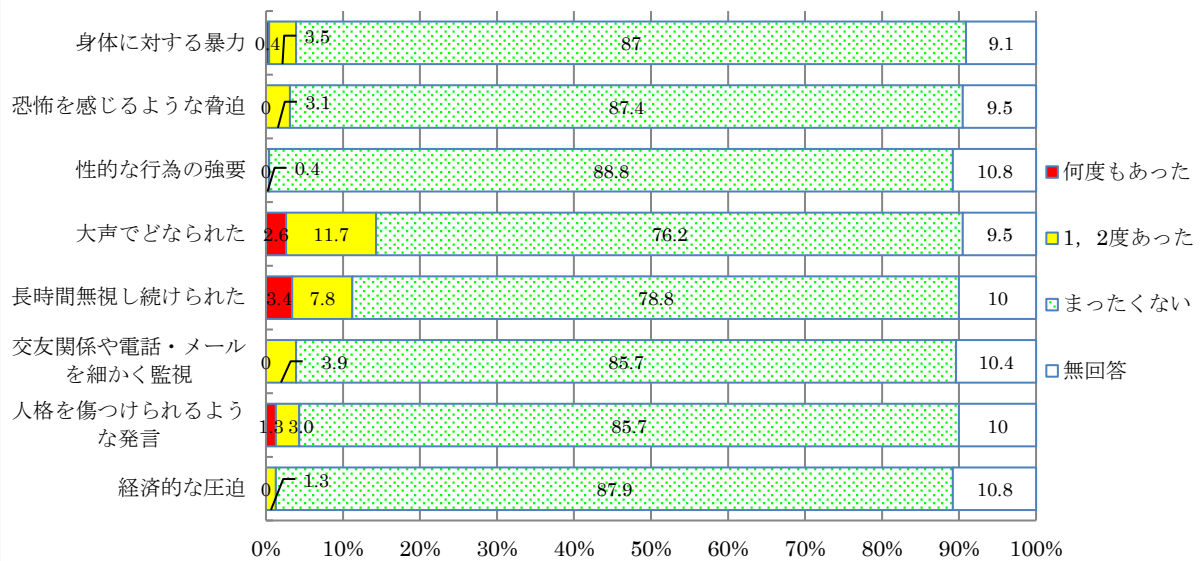
※13 デートDV：交際中のカップルの間で起こる暴力のことです。身体的暴力だけでなく、相手の行動を制限し自分の思いどおりに支配しようとする行為なども含みます。

図7-1 パートナーからこれまでに受けた行為の有無について（女性）（N=278）



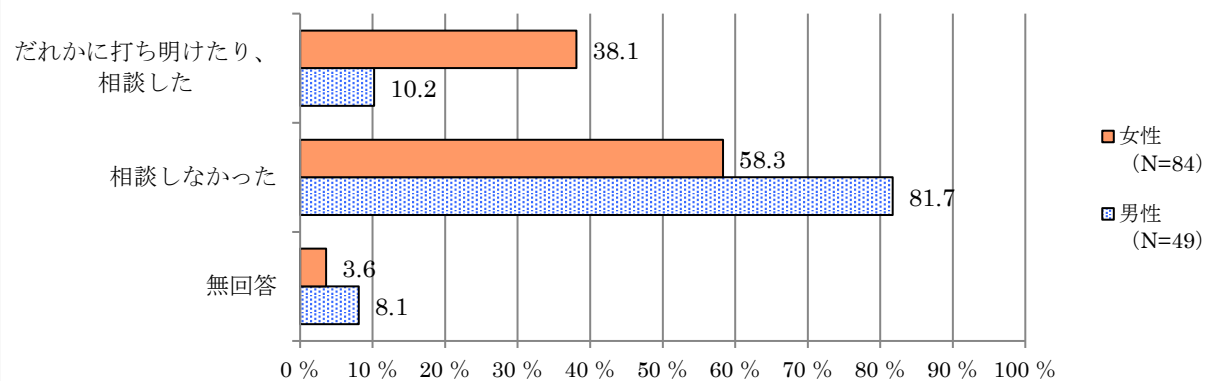
資料：令和2年度岩美町男女共同参画に関する町民意識調査結果

図7-2 パートナーからこれまでに受けた行為の有無について（男性）（N=231）



資料：令和2年度岩美町男女共同参画に関する町民意識調査結果

図7-3 DVを受けたことの相談について



資料：令和2年度岩美町男女共同参画に関する町民意識調査結果

〈目標達成の方向性〉

あらゆる暴力を根絶するために、家庭や地域への意識啓発やハラスメントに関する正しい知識の普及、子どもの頃からの予防教育推進に取り組みます。また、関係機関との連携、被害者の安全確保への配慮、切れ目のない支援を行い、相談体制・支援体制の充実を図ります。

(1) 暴力を許さない・見逃さない地域社会の推進

具体的な施策	説 明
家庭や地域への啓発・情報提供	DVなどのあらゆる暴力に関する正しい知識の普及と暴力根絶に向けて、町広報や町ホームページ、ケーブルテレビなどで周知・啓発を行います。
学校等での学習機会の促進	あらゆる暴力を未然に防ぐため、命の大切さ、相手を思いやることを育て、お互いを尊重し合い対等な関係が築くことができるように、学校等において学習する機会を促進します。

(2) 相談体制の充実と相談窓口の周知

具体的な施策	説 明
相談体制の充実と相談窓口の周知	県の婦人相談所などの関係機関と連携を図りながら相談に応じます。DV相談ナビカードについて、庁舎をはじめ関連施設のトイレに相談したい方が取りやすいよう設置するとともに、電話相談窓口の周知を行います。また、町広報や町ホームページ、ケーブルテレビなどでも相談窓口についての周知に努めます。

(3) あらゆるハラスメントなどの防止対策の推進

具体的な施策	説 明
あらゆるハラスメント防止のための周知・啓発	あらゆるハラスメントに対する意識啓発と正しい知識の普及、また、相談窓口について、町広報や町ホームページ、ケーブルテレビなどで周知・啓発を行います。

第5章 プランの推進体制

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

本プランを推進するため関係各課が連携しながら、男女共同参画社会の実現へ向け現状と問題点の把握並びに調査研究を行うとともに、施策を企画立案し、推進体制の充実及び強化を図ります。

(2) 岩美町男女共同参画審議会

岩美町男女共同参画推進条例に基づき設置している男女共同参画審議会に意見を求め、プランの推進と進行管理を行います。

2 国・県等関係機関との連携

本計画プランの効果的な推進を図るため、国・県及び他の自治体、関係機関との連携や交流による情報交換を図り、より充実した施策を進めていきます。

3 プランの進行管理

毎年度、各施策の進捗状況について関係各課により確認や改善に向けた検討などを行い、その結果を含めて本プランの施策の実施状況を岩美町男女共同参画審議会に報告し、意見及び評価を受けながら進行管理をしていきます。

また、プランを効果的に推進するため、男女共同参画に関する町民意識調査などによる情報収集、調査・研究を行い、施策に反映させます。

■プランの数値目標

基本テーマ	目標項目	現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度)
I 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	各種審議会・委員会等への女性委員の登用率	36.0%	40%以上
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	町民意識調査で「町内会・地域・家庭生活・職場の各分野で男女の地位は平等である」と答えた人の割合	職 場 30.3% 家庭生活 36.9% 町内会・地域 30.1%	職 場 40% 家庭生活 40% 町内会・地域 50%
	町民意識調査で「職場で育児や介護のための休業制度を気軽に取得できる」と答えた男性の割合	44.9%	50%
III 誰もが安心して暮らせる社会づくり	DVを受けたことがあると答えた人の割合	男性 21.2% 女性 30.2%	男性 10%以下 女性 20%以下

資料編

1 プランの策定経過

年 月 日	内 容
令和2年3月3日	第2回岩美町男女共同参画審議会 ・岩美町男女共同参画計画意識調査アンケートについて ・計画策定スケジュールについて
令和2年5月1日～ 5月29日	岩美町男女共同参画に関する町民意識調査・事業所調査の実施 ・調査の概要 《町民意識調査》 【対 象】20歳以上の男女 【調 査 数】1,500人(無作為に抽出した男女750人ずつ) 【回答状況】有効回答数 509人 有効回答率 33.9% 《事業所調査》 【対 象】町内の従業員数5人以上の事業所 【調 査 数】70事業所 【回答状況】有効回答数 31事業所 有効回答率 44.3%
令和2年12月16日	町議会総務教育常任委員会報告
令和2年12月24日	第2回岩美町男女共同参画審議会 ・岩美町男女共同参画計画町民意識調査及び事業所調査結果について ・いわみ虹色プランー岩美町男女共同参画計画ー(素案)について
令和3年2月5日～ 2月26日	パブリックコメント(意見公募)の実施
令和3年3月25日	第3回岩美町男女共同参画審議会 ・いわみ虹色プランー岩美町男女共同参画計画ー策定

2 岩美町男女共同参画審議会委員名簿

任 期：令和元年6月1日～令和3年5月31日

	区 分	氏 名	備 考
1	女性団体連絡協議会	山田 恭子	会 長
2		下根 鈴江	
3		新田 範子	
4		土井 啓子	
5		岡田 美恵子	
6	社会福祉協議会	湊 孝明	
7	自治会長会	田中 篤夫	
8	地区公民館長会	日下部 衆理	副会長
9	小・中学校 PTA 連合会	福田 彩佳	
10	公募	松本 光義	
11		田中 清一	

いわみ虹色プランー岩美町男女共同参画計画ー

発 行 年 令和3(2021)年3月

発行・編集 岩美町教育委員会事務局

〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富 681 番地 1

T E L : 0857-73-1302 F A X : 0857-73-1533

E-mail : jinkendouwataisaku@iwami.gr.jp